平成２３年（フ）第４５号
新潟県柏崎市大字矢田1923番地、前住所千葉県館山市二子390番地の３
債務者　黒金　寿志
１　決定年月日時　平成23年４月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第５０号
新潟県小千谷市大字千谷甲1239番地１
債務者　中條佐登子
１　決定年月日時　平成23年４月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第５７号
新潟県長岡市三和１丁目６番36号、前住所東京都豊島区千川１丁目４番５号
債務者　木村　陽一
１　決定年月日時　平成23年４月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第６７号
新潟県長岡市東新町２丁目１番17号
債務者　渡邉美知男
１　決定年月日時　平成23年４月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第１６０号
熊本市下江津５丁目10番17号　フィオリスタ熊本南205
債務者　陣川　喬昭
１　決定年月日時　平成23年４月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第３４６号
名古屋市東区砂田橋３丁目２番102―916号　大幸東団地
債務者　勝川　好江
１　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１５号
熊本県玉名郡長洲町大字梅田650番地
債務者　植田　照子
１　決定年月日時　平成23年４月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２３年（フ）第２１号
熊本県荒尾市桜山町２丁目20番504号
債務者　山田　弘之
１　決定年月日時　平成23年４月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２３年（フ）第３号
北海道北見市桜町４丁目22番地
債務者　土田　　博
１　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２３年（フ）第２２号
青森県三沢市根井２丁目93番地１号
債務者　田中　晴雄
１　決定年月日時　平成23年４月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２３年（フ）第２３号
青森県三沢市根井２丁目93番地１号
債務者　田中　智子
１　決定年月日時　平成23年４月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２３年（フ）第１００号
埼玉県所沢市東所沢和田１丁目３番地の10　ソレーユ東所沢406
債務者　砂金　大作
１　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１０２号
埼玉県鶴ヶ島市大字五味ヶ谷80番地１　鶴ヶ島ハイツＢ―108号
債務者　小林　**隆**一
１　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１８９号
埼玉県ふじみ野市桜ケ丘２丁目33番８号
債務者　佐藤秀之進
１　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１９８号
埼玉県入間市大字野田1387番地１　小高ハイツ305、前住所埼玉県入間市大字野田388番地６
債務者　飯干　　綾
１　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第２０８号
埼玉県鶴ヶ島市富士見２丁目35番14―201号　グリーンパレス
債務者　小杉　雅信
１　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第３２号
埼玉県熊谷市上中条1420番地１
債務者　吉野　綾子
１　決定年月日時　平成23年４月18日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部